別紙２

令和８年度「大学等を核とした地方創生事例の普及・展開」に係る加点付与基準

加　点　評　価　項　目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
１　事業の実施方針			
＊ 1-1-1 仕様書に記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	１２	７	２
＊ 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	１５	９	３
＊ 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔業務の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	１０	６	２
２　組織の経験・能力			
2-1-1 組織において、過去に特別支援教育等に関する類似の事業を実施した実績がある場合、当該実績の内容に応じて加点する。	１０	６	２
2-1-2 組織において、過去に国の事業の成果普及に関する類似の事業を実施した実績がある場合、当該実績の内容に応じて加点する。	１０	６	２
2-2-3 事業内容に関する知見やノウハウを有していれば加点する。	５	３	１
2-2-4 採択地域に関連する機関と協力体制やネットワークを有していればその内容に応じて加点する。	５	３	１
３　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。）		
3-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・プラチナえるぼし	５		
・認定段階３（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	４		
・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	３		
・認定段階１	２		
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	１		
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等			
・プラチナくるみん認定	５		
・くるみん認定④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 6 年改正省令による新施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定）	４		
・トライくるみん認定①（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定）	３		
・トライくるみん認定②（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 6 年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定）	３		
・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））	３		
・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで	３		

の基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。）） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定） ・行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	2 1
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	
・ユースエール認定	4
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	
4　賃上げを実施する企業に関する指標 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては４点減点する。	（4-1-1 と 4-1-2 のいずれかを加点するものとする。）
4-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
4-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3

（注）加点評価項目に照らして、技術提案内容が各評価区分（大変優れている～やや優れている）に該当すると認められた場合、当該区分の点数を加点する。（なお、いわゆる部分点が加点されることはない。）